

料金後納
郵便

ゆうメール

**郡上市商工会だより**

2025.11 発行第 200 号

郡上市商工会
郡上市八幡町島谷 130 番地 1
☎66-2311 FAX 66-2312<https://gujo.ne.jp/shoko/> Email: gujo@ml.gifushoko.or.jp Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>**労働保険未手続事業一掃強化期間****～労働保険未加入の事業主の皆さま、早急に参加の手続きを～**

「労働保険」とは、業種・労働時間に限らず労働者が工作中または通勤中にけがなどをした場合に必要な給付を行う「労災保険（労働者災害補償保険）」と、週 20 時間以上且つ雇用見込が 31 日以上ある労働者が失業などをした場合や自ら教育訓練を受け生活・雇用の安定と就職促進を図るために給付を行う「雇用保険」の総称です。この「労働保険」制度では、労働者を一人でも雇っている事業主は、加入手続きを行って労働保険料を納付することが法律で義務づけられています。

労働保険は、政府が運営する強制保険のため、加入手続きを怠っていると保険料をさかのぼって徴収されるほか、追徴金が課されることがあります。

まだ労働保険の加入手続きを行っていない事業主の方は、強化月間である 11 月中に参加の手続きをお願いします。

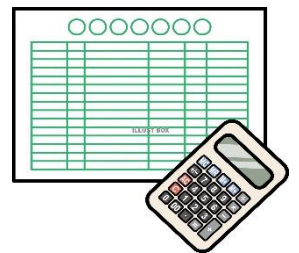
問合せ先：郡上市商工会内：労働保険事務組合 ☎66-2311

**年末調整に係る書類整備について**

毎年 10 月頃より年末調整に必要となる書類（証明書等）が送付されます。例年紛失されるケースも多く発生しております。スムーズな事務処理を行う為、下記の書類等をご準備いただきますようお願い申し上げます。

【準備いただくもの】

- ① マイナンバー（該当者分）※取扱注意
- ② 源泉徴収簿（賃金台帳）
- ③ 納付書（上半期の納付書もご持参下さい）
- ④ 令和 7 年分源泉徴収票
- ⑤ 令和 8 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ⑥ 令和 7 年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書（保険会社等から送付された生命・地震保険料の控除証明書）
- ⑦ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

**ゼロ災・健康・安心職場づくり大会**

～2025 郡上産業安全衛生大会～

10 月 3 日、大和庁舎 防災研修室にて、労働基準協会と共催で、労災防止の取り組みや従業員の高齢化にともない増えている転倒に焦点をおき、ケガなく長く働いていただくため、転倒災害の特徴と対策について、労働安全衛生コンサルタントを招聘して開催されました。

当日は、建設業・林業の方を中心に約 120 名の参加があり、職場や現場の安全対策の再確認の良い機会となり、事故防止に有効な対策など傾聴できました。

**小規模企業共済の加入促進、感謝状授与**

10 月 2 日、独立行政法人中小企業基盤整備機構からご加入の皆様のおかげで「小規模企業共済制度普及」に対する感謝状をいただきました。

小規模企業共済制度は、個人事業主をやめられたとき、会社等の役員を退職したとき、会社の廃業などにより共同経営者を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立ておくための共済制度です。

共済の詳細はこちら <http://www.smri.go.jp/skyosai/index.html> をご覧ください。

「事業継続力強化計画」セミナー

開催日：11月18日(火)13:30~15:30

会場：関市東商工会 関市下之保 2503-2

講師：藤井 健太郎 氏 (株ACC)

内容：事業継続力強化計画の策定手順

ご希望により個別相談を承ります。

詳細：10月号のチラシをご覧ください。



小規模事業者持続化補助金

事前準備

※申請にはg-Biz IDプライムの取得など事前準備が必要です。マイナンバーカードを持っていない方は3週間ほどかかります。

※事業支援計画書(様式4)発行の受付は11月18日迄ですが、発行に2週間ほど要します。ぜひお早めにご相談ください。詳細は各QRにてご確認ください。



補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費(③のみの申請は不可)、④展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、⑤旅費、⑥新商品開発費、⑦借料、⑧委託・外注費

電子申請期間

10月3日~11月28日 17:00

一般型(第18回公募)

既存事業者向け、自社の経営計画に基づき、販路開拓等の取り組みに対して実施後支給。

- ・対象：商工会・商工会議所の支援を受ける小規模事業者
- ・補助上限：50万円(条件により最大200万円)
- ・補助率：2/3(賃上げ時給50円以上UP+赤字事業所は3/4)

創業型(第2回公募)

創業後3年以内の事業者向けで、創業初期の販路開拓や経営基盤の強化を実施後支給。

- ・対象：創業塾4回以上参加で、創業後3年以内の法人・個人事業主
- ・補助上限：200万円(インボイス特例適用により50万円の上乗せ可能)
- ・補助率：2/3
- ・目的：創業初期の販路開拓・経営基盤強化

第18回<<一般型>>



第2回<<創業型>>



小規模事業者持続化補助金

『創業塾』が始まりました

創業を目指す人、後継者の人、経営の基本を学びたい人持続化補助金の創業枠採択に向けて計画書の策定手法取得などを目的に『創業塾』へ約40名の方が申し込まれました。1講座3時間、全6回、毎週水曜日に開催します。昨年は創業塾の卒業生の内、約3割の方が創業されました。

今年も人数が多いため、毎回席替えをして受講者同士交流を図ります。



キャッシュレス決済新規導入促進奨励金について

キャッシュレス決済の普及を図る為、対象期間中に、新たに導入された事業者の皆様へ奨励金を支給致します。

対象期間：令和7年4月1日~12月31日

対象者：新たにキャッシュレス決済を導入された事業者

申請時に郡上市商工会員であること

過去に同様の奨励金を受け取っていないこと(昨年のふるさとコイン事業除く)

奨励金額：1事業者1万円

※職員が後日確認に伺います

必要書類：決済事業者との契約書の写し

奨励金の受け取り先口座 通帳見開き1頁の写し

決済端末機の設置など確認写真

申請締切：令和8年1月9日まで

